環境省令第

号

石綿 に よる健 康 被害 の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)第三十九条第 項及び第二項 第四十

六条並びに第五十一条の規定に基づき、 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の 部

を改正する省令を次のように定める。

平成十八年 月 日

環境大臣 若林 正俊

環境省関係石綿による健康 被 害の 救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環 ·境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 (平成十八年環境省令第三号)の一部を次の

ように改正する。

第二十八条第二項中「樣式第三」 を「様式第六」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第 項中「樣式第

を「 樣式第五」 に改め、 同項 を同条第三項とし、 同項 の 前 に 次の二 項 を 加 がえる。

法第四十五条第二 項 の 規 定により携帯すべき証明 書 は、 様式第三によるものとする。

法第五十条において準用する法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、 様式第四によるも

2

のとする。

第二十八条を第三十八条とし、第二十七条の次に次の十条を加える。

(申告書)

第二十八条 法第三十九条第一項の環境省令で定める事項は、 次に掲げる事項とし、 同条第二項の環境省令

で定める事項は、 第一号から第三号までに掲げる事項とする。

(法第三十五条第二項に規定する船舶所有者をいう。

以下同じ。

) の氏名又は名称及び住

所又は 所 在 地

船

舶

所

有

者

法第三十七条第二項に規定する賃金の総額

 \equiv 法第三十七条第二項の一般拠出金率

兀 その他参考となるべき事項

第二項 般拠出金の充当)

第二十九条 機構 ば 法第三十九条第四 項 の規定により、 未納の第二項 一般拠出金 (法第三十七条第二項の

第二項一般拠出金をいう。以下同じ。)その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を船舶所

有者に通知しなければならない。

(船舶所有者が申告した第二項一般拠出金の延納の方法)

第三十条 法第三十九条第一 項の規定により納付すべき第二項一般拠出金の額が二十万円以上である船舶所

有者は、 同項 の申告書を提出する際に法第四十条の規定による延納の申請をした場合には、 その第二項

般拠出 一金を、 四 月 日から七月三十一日まで、 八月一日から十一月三十日まで及び十二月一日から翌年三

月三十一日までの各期に分けて納付することができる。

2 前 項 の)規定 に より延納をする船舶所有者は、 その 第 二項 般拠出金の額を期 の数で除

分 の 第二項 般拠出金として、 最 初 の期分の第二項ー 般拠出金についてはその年度の初日から五十日以内

に 八月一日から十一月三十日までの期分の第二項一 般拠出金については八月三十一日までに、 十二月一

日から翌年三月三十一日までの期分の第二項ー 般拠出金については十一月三十日までに、 それぞれ納付し

なければならない。

(機構が決定した第二項一般拠出金の延納の方法

第三十一条 前条の規定は、 法第三十九条第三項の規定により納付すべきその不足する第二項一般拠出金に

いして得ら

た額を各期

係 る法第四十 -条の規定 定による延納につい て準用する。 この場合にお ١J て 前条第 項 中 法第三十九条第

項 とあ る の は 法第三十九条第三項」 Ļ 同 項 の 申告書を提出する際」 とあ る の は 第二 項 般 拠

出 |金を納付する際」 Ļ 同条第二項中「その年度の初日から五十日以内」 とあるのは 「法第三十九条第二

項 の規定による通知を受けた日から十五日以内」 と読み替えるものとする。

2 前 項 の)規定 により 延納をする 船 舶 所有者は、 最 初 の 期分以外 の各期分の 9第二項 般拠出金のうち、 同 項

の 規定 に より 読 が替 えて準用する前条第 二 項 の規 定 に ょ る 納期 限 が 最 初 の 期 分 の 第 二項 般 拠 出 金 の 納 期

金 限 の ょ 納 IJ 先に到す 期 限までに、 来することとなるも 最 初 の期分の第二項一般拠出金とともに納付するものとする。 のについ ては、 同 項 の規定 にかか わらず、 最 初 の 期分 の) 第 二 項 般

(特別拠出金の充当)

第三十二条 機構 ば 法 第 四十九条第三 項 の規定により、 未 納 の特別拠出金その 他 法 の規 定による 徴収 金に

充当したときは、 その旨を特別事業主 (法第四十七条第 項の特別事業主をいう。 以下同じ。 に通知し

なければならない。

(特別拠出金の延納の方法)

拠

出

第三十三条 法第四十九条第 項の規定により納付すべき特別拠出金 |の額が二十万円以上である特別事 業主

は 特別拠 出 金を納付する際に法第五十条に お L١ て 準 用する法第四十条の 規定による延 納 の 申 . 請 をし た 場

合には、 その特別拠出金を、 四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで、十月一日から

十二月三十一日まで及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付することができる。

2 前 項 の 規定 により延納をする特別事業主は、 そ の 特別拠 出 金 の額 を期 の)数で除. いして得 た額 を 各期分 の特

別 拠 出 金とし Ţ 最 初 の 期 分の特別拠出金につい ては 法第四十 -九条第 項 の規 定に よる 通 知 を 受 け た 納 期

限 ま でに、 そ の 後 の各期分 の 特別拠出金についてはそれぞれその期の初日 の属する月の翌月十五日ま でに

納付しなければならない。

3 第 項 の規定により延納をする特別事業主は、 最初の期分以外の各期分の特別拠出金のうち、 前項 の規

定に ょ る 納期 限 が 最 初 の 期 分の特別拠 出 金の 納期限 より 先に到来することとなるものに つい て は 同 項 の

規 定 に か かわ らず、 最 初 の期 分の特別拠出 金 一の納期 限 ま でに、 最 初 の期分の特別拠出金とともに納 付 する

ものとする。

第三十四条 前条の規定は、 法第四十九条第三項の規定により納付すべきその不足する特別拠出金に係る法

第五十条に お L١ て準用する法第四十条の 規定による延納 につ ĺ١ て準用する。 この 場合に お ١J て、 前条第

項及び第二項 中「 法第四十九条第 項 とあるの は _ 法第四十九条第三項」 と読 み替えるものとする。

第二項 般拠出金等の申告及び納付)

第三十五条 法第三十九条第 一項に規定する申告書は、 機構に提出しなければならない。

項 拠出 特別拠 金その よる徴収 公金は、 機 接納 ほかは、

2

第二

般

金

出

他法

の規定に

構 に

直

付する

場合の

金

融 機 関 に 設 け られ た機 構 の \Box 座 に払 11 込むことによって納 付 L な け れ ば な らな しし

3 第二 項 般 拠 出 金 特別 拠出金その他法の規定による徴収金 の 納 付 ば 納 入告知書に 係るも のを除き納

付 書によって行わなければならない。

4 法第三十九条第二項 並びに法第四十九条第一項及び第二項の規定による通知は、 納入告知書によって行

わ な げ れ ばならな り

滞 納 処 分 の 証 明

第三十六条 法第四十 条第四項 (法第五十条に お しし て準 用する場合を含む。 の 規定に よる滞 納 処分 のた

め 財 産 の差押えをするときは、 差押えをする機構の職員は、 その行為に関し正当な権限を有する者である

ことを示す様式第二による証明書を提示しなければならない。

(公示送達の方法)

第三十七条 法第四十四条 (法第五十条において準用する場合を含む。) の規定により国税徴収の例による

こととされる第二項 一般拠出金、 特別拠出金その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、 機構 の

理

事長が送達すべき書類を保管し、 いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を機構 の掲 7示場. に掲示して行

う。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(書類の保存義務)

第三十九条 船舶 所有者若しくは特別事業主又は船舶所有者若しくは特別事業主であった者は、 法又はこの

省令による第二項ー 般拠出金又は特別拠出金に関する書類を、 その完結の日から三年間保存し なけ れ ばな

らない。

樣 に改め、 同様式の裏

面を次のように改める。

(裏)

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい

(診療を行った者等に対する報告の徴 収等)

- 第56条 機構は、認定又は救済給付のは、認定又は救済給付のは、認定又は救済給付のは、認定の申請に係ると認めるとは若りの申請に関するをでは、教した。とのでは、教した。とができる。2 第45条第2項の規定は前項の規定に
- 2 第45条第2項の規定は前項の規定による質問について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(船舶所有者に対する報告の徴収等) 第45条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限 は、犯罪捜査のために認められたもの と解してはならない。

第89条 次の各号のいずれかに該当する 者は、6月以下の懲役又は20万円以下 の罰金に処する。

一 (略)

二 第56条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 (略)

2 第90条 (法人でない労働保険事務 (法人でない労働保険する。) 人(法人では人の項におしくは人の (法人では人の項におしくは人の (大理人、使用人その他の従業者が、名の法人又は人の業務に関して、第2年 (第1年 (第1年 (第2年) の違反行為をして、 (第1年 (第2年) の違反行為をして、 (第2年) の違しない。 (第2年) の言いない。 (

2 (略)

様式第三を様式第六とする。

第五とする。

様式第一の次に次の三様式を加える。

様式第二中「撰깈歶3(第28巻黒1頃閨譽)」を「撰깈歶3(第38巻黒3頃閨譽)」に改め、 同様式を様式

- 9 -

様式第2(第36条関係)

(表)

第 号

独立行政法人環境再生保全機構徵収金滞納者財産差押証

写

職名及び氏名

年 月 日発行

真

独立行政法人環境再生保全機構理事長印

(裏)

この証明書を所持する職員は、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による第二項一般拠出金及び特別拠出金並びに延滞金を滞納している者の財産差押の 権限を有する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

様式第3(第38条第1項関係)

(表)

第 号

石綿による健康被害の救済に関する法律第45条第2項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

年 月 日発行

独立行政法人 環境再生保全機構理事長 印 (裏)

石綿による健康被害の救済に関する法 律抜すい

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限 は、犯罪捜査のために認められたもの と解してはならない。

第88条 (略)

2 (略)

2 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、 日本工業規格B7とする。

様式第4(第38条第2項関係)

(表)

第

石綿による健康被害の救済に関する法律第50条において準用する第45条第2項の規定による身分証明書

写真

職名及び氏名

月 年 日発行

独立行政法人 環境再生保全機構理事長 印 (裏)

- - る。 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものは、犯罪技力にない。

- 第23 用令偽ず提員く拒6に 務同のそ条第き又科である。 第23 年にの、出のはみ月処9組じ代の又1ははする。 第24 年にの、出のはみ月処9組じ代の又1ははする。 第25 年にの、出のはなみ日のにはする。 第25 年にの、出のはなみ日のにはする。 第25 年にの、出のはなみ日のにはする。 第25 年にの、日にはする。 第25 年にはする。 第25 年にはずる。 第25 年にはずる。
- (略) 2

この身分証明書の用紙の大きさは、 日本工業規格B7とする。

施行期日)

附

則

第 一

条

この省令は、

平成十九年四月一日から施行する。

第二条 法律 理府令第九十八号) する法律施行規則(平成十七年環境省令第九号)の一部を次のように改正する。 環 法律施行規則 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 別表第一の表環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令(平成十二年総 境省 施 行規則 環境省 関 係 石 の 一 の所管する法令に係る民間事業者等が行う書 綿 (平成十八年環境省令第三号) に 部改正) ょ の項の次に次のように加える。 る 健 康 被害 の 救 済 に . 関 する 第三十九条 面の保存等における情報通信 の技術 の利用 に関